



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

784	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課).....	1
785	〃	(〃).....	2
786	指定障害福祉サービス事業者の指定	(〃).....	2
787	大規模小売店舗の新設の届出	(商工振興課).....	2
788	大規模小売店舗の変更の届出	(〃).....	3
789	〃	(〃).....	4
790	住持中左近両溜池土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課).....	5
791	清算法人稲原西土地改良区の役員の退任	(〃).....	6
792	清算法人稲原西土地改良区の清算人の退任	(〃).....	7
793	肥料取締法による肥料の登録有効期間の更新	(果樹園芸課).....	7
794	農用地利用配分計画の認可	(経営支援課).....	7
795	急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課).....	8
796	採石業務管理者試験の実施	(〃).....	8
797	和歌山県警察法令検索システム賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(警察本部).....	10

○ 選挙管理委員会告示

72	政治団体の届出事項の異動の届出	11
73	資金管理団体の指定の取消しの届出	12
74	政治団体の解散の届出	12
75	政治団体の収支報告書の要旨	13
76	政治団体の設立の届出	14
77	資金管理団体の届出	14

○ 正誤

平成27年5月1日付け和歌山県報第2654号和歌山県告示第548号中	15
------------------------------------	-------	----

告 示

和歌山県告示第784号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成27年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011610148	生活支援センターありだりあ	有田郡有田川町大字井口8番地	重度訪問介護	株式会社ありだりあ	有田郡有田川町大字井口8番地	平成27.6.29

和歌山県告示第785号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成27年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012300095	社会福祉法人新宮市社会福祉協議会熊野川ステーション	新宮市熊野川町日足656番地の1	居宅介護 重度訪問介護	社会福祉法人新宮市社会福祉協議会	新宮市野田1番1号	平成27.6.30

和歌山県告示第786号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成27年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012300509	介護センターよろこび	新宮市蜂伏9番26号	居宅介護 重度訪問介護	特定なし	株式会社よろこび	新宮市蜂伏9番26号	平成27.7.1

和歌山県告示第787号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成27年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス下井阪店
和歌山県紀の川市中井阪字轟塚460番1外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 大規模小売店舗の新設をする日
平成28年2月20日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,710㎡
- 6 駐車場の収容台数
70台
- 7 駐輪場の収容台数
22台
- 8 荷さばき施設の面積
50㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
9.2㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻
午前10時から午後9時50分まで
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後10時まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
1か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 14 届出年月日
平成27年6月19日
- 15 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）
紀の川市農林商工部商工観光課（紀の川市西大井338番地）
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成27年7月3日から同年11月4日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第788号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成27年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
紀ノ川ショッピングセンター
和歌山県和歌山市次郎丸38外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社デューデリ&ディール 代表取締役 山本高広

大阪府大阪市中央区平野町二丁目2番12号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

建物	小売業者		住所
	氏名（名称）	代表者（法人の場合）	
A棟	株式会社エディオン	代表取締役 久保允誉	広島県広島市中区紙屋町二丁目1番18号
B棟	株式会社コメリ	代表取締役 捧雄一郎	新潟県新潟市南区清水4501番地1

（変更後）

建物	小売業者		住所
	氏名（名称）	代表者（法人の場合）	
A棟	株式会社ドン・キホーテ	代表取締役 大原孝治	東京都目黒区青葉台二丁目19番10号
B棟	株式会社コメリ	代表取締役 捧雄一郎	新潟県新潟市南区清水4501番地1

4 変更年月日

平成27年7月31日

5 変更した理由

小売業者が変更したため。

6 届出年月日

平成27年6月22日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業まちづくり局産業観光部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成27年7月3日から同年11月4日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第789号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成27年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

紀ノ川ショッピングセンター

和歌山県和歌山市次郎丸38外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社デューデリ&ディール 代表取締役 山本高広
大阪府大阪市中央区平野町二丁目2番12号

3 変更する事項

廃棄物等保管施設の位置及び容量

(変更前)

位置	容量
縦覧図書付図3 配置図 (A棟)	16m ³
縦覧図書付図3 配置図 (B棟)	36m ³
合計	52m ³

(変更後)

位置	容量
縦覧図書付図4 配置図 (A棟) (廃棄物等保管施設①)	16m ³
縦覧図書付図4 配置図 (A棟) (廃棄物等保管施設②)	12m ³
縦覧図書付図3 配置図 (B棟) (変更なし)	36m ³
合計	64m ³

4 変更年月日

平成27年7月31日

5 変更する理由

店舗運営効率化のため。

6 届出年月日

平成27年6月22日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市産業まちづくり局産業観光部商工振興課 (和歌山市七番丁23番地)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成27年7月3日から同年11月4日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第790号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、住持中左近両溜池土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成27年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員（平成27年5月15日退任）

職名	氏名	住所
理事	宮本眞幸	岩出市赤垣内101番地
理事	松本邦三	岩出市根来1222番地
理事	土生川政幸	岩出市波分76番地
理事	湯川信男	岩出市金池346番地の1
理事	中谷安秀	岩出市根来1343番地
理事	小倉博文	岩出市根来871番地

理事	池浦清隆	岩出市金池363番地の1
理事	川端敏郎	岩出市堀口5番地の1
理事	平野純男	岩出市根来1137番地
理事	平野幸雄	岩出市根来1232番地
理事	米村稔	岩出市根来1204番地
理事	福山優一	岩出市安上290番地
理事	安村誠浩	岩出市安上139番地の2
理事	高井邦雄	岩出市西安上173番地
理事	上野史博	岩出市曾屋242番地
理事	土生川崇	岩出市波分85番地
監事	面口重雄	岩出市根来1062番地
監事	勢田実	岩出市安上172番地
監事	福田輝章	岩出市湯窪76番地の2

2 就任した役員(平成27年5月16日就任)

職名	氏名	住所
理事	池浦清隆	岩出市金池363番地の1
理事	宮本眞幸	岩出市赤垣内101番地
理事	福山吉伸	岩出市安上275番地
理事	板谷元良	岩出市根来1238番地
理事	福田輝章	岩出市湯窪76番地の2
理事	河井弘昌	岩出市根来945番地の1
理事	増尾康夫	岩出市堀口118番地
理事	安村肇	岩出市安上115番地
理事	中垣文男	岩出市根来673番地の2
理事	原田幸次	岩出市根来1130番地
理事	鈴木敏文	和歌山市園部109番地の3
理事	勝谷進	岩出市根来1176番地
理事	土生川崇	岩出市波分85番地
理事	土生佳之	岩出市波分121番地
理事	高井邦雄	岩出市西安上173番地
監事	小倉清	岩出市根来1342番地
監事	久馬民治	岩出市曾屋193番地
監事	安村常雄	岩出市安上116番地

和歌山県告示第791号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、清算法人稲原西土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成27年7月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

退任した役員(平成27年5月10日退任)

職名	氏名	住所
監事	松尾正己	日高郡印南町大字明神川309番地
監事	芝正次	日高郡印南町大字南谷668番地の2

和歌山県告示第792号

清算法人稲原西土地改良区の清算人が退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により公告する。

平成27年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

退任した清算人（平成27年5月10日退任）

氏 名	住 所
中善市	日高郡印南町大字南谷1377番地の1
東岩雄	日高郡印南町大字明神川411番地
楠本太一	日高郡印南町大字明神川122番地
松本英二	日高郡印南町大字明神川92番地
寺井弘	御坊市明神川462番地
中村英治	御坊市明神川1107番地
岡貞夫	日高郡印南町大字南谷803番地
谷口邦夫	日高郡印南町大字南谷375番地
田端耕一	日高郡印南町大字南谷717番地
橋本壽一	日高郡印南町大字南谷858番地の2

和歌山県告示第793号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成27年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
和歌山県第653号	米ぬか油かす及びその粉末	脱脂糠	窒素全量2.5 りん酸全量4.0 加里全量1.5	該当なし	築野食品工業株式会社 和歌山県伊都郡かつらぎ町新田94番地	平成33.7.19

和歌山県告示第794号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成27年6月23日に認可した。

平成27年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第11号-1	海南市下津町小畑字菖蒲1578外1筆
平成27年度第11号-2	海南市椋木字末塚98-4外2筆
平成27年度第11号-3	海南市溝ノ口字前ノ側286-1外1筆
平成27年度第12号	日高郡美浜町和田字塔寺田2104-1外3筆
平成27年度第13号-1	御坊市湯川町小松原字北早雲坪675-1外1筆

平成27年度第13号-2	御坊市藤田町吉田字中島690-1
平成27年度第13号-3	御坊市湯川町富安字佃1844-1
平成27年度第14号	有田郡有田川町井口字折着629

和歌山県告示第795号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成27年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 熊野川友渕4地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から6号までを順次結んだ線及び標柱1号と6号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において、標柱4号と5号を結ぶ線は日高川町道竿本愛口線道路敷に沿って結んだ線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	日高郡	日高川町	熊野川	山口	638番	
2号	〃	〃	〃	上友渕	853番27	
3号	〃	〃	〃	〃	853番19	
4号	〃	〃	〃	小松	689番	
5号	〃	〃	〃	〃	665番	
6号	〃	〃	〃	〃	664番	

和歌山県告示第796号

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13の規定により第44回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成27年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

平成27年10月9日（金）午前10時から正午まで

(2) 場所

和歌山市茶屋ノ丁一丁目2番地1

和歌山県自治会館 304会議室

2 試験科目及び出題範囲

(1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）

(2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石の堆積並びに採掘終了時の措置に関する技術的事項）

3 受験手続等

(1) 申込用紙の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

平成27年8月3日（月）から同年9月4日（金）までの間の日曜日及び土曜日を除く日の午前9時から午後5時45分まで

イ 配布場所

和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課

海草振興局建設部管理課

東牟婁振興局串本建設部総務管理課

各振興局建設部（海草振興局建設部及び東牟婁振興局串本建設部を除く。）用地・管理課

(2) 提出書類

ア 受験願書

イ 受験票（返信用52円切手を貼り付けること。）

ウ 写真（手札形とし、受験願書提出前6か月以内に撮影した正面上半身像で、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

(3) 受験手数料

8,000円（和歌山県証紙を受験願書に貼り付けること。）

(4) 提出方法

受付期間内に簡易書留郵便により郵送すること。

なお、受付は郵送のみとし、持参、ファクシミリ及びインターネット等による受付は行わない。

(5) 受付期間

平成27年9月1日（火）から同月11日（金）まで

なお、受付期間中の消印があるものは受け付ける。

(6) 提出先

〒640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課

4 合格者の発表等

(1) 合格発表日

平成27年10月23日（金）

(2) 発表の方法

ア 合格発表日の午前10時に和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課に合格者の受験番号を掲示する。

イ 受験者に対し郵送により合否を通知する。

5 試験結果の開示

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により、口頭で総合得点を開示請求することができる。

開示を希望する者は、受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課に請求すること。

開示の期間は、平成27年10月23日（金）から同年11月20日（金）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）とする。

6 問合せ先

和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課

海草振興局建設部管理課

東牟婁振興局串本建設部総務管理課

各振興局建設部（海草振興局建設部及び東牟婁振興局串本建設部を除く。）用地・管理課

和歌山県告示第797号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、和歌山県警察法令検索システム貸貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成27年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 調達役務の名称

和歌山県警察法令検索システム貸貸借業務

(2) 調達役務の仕様等

和歌山県警察法令検索システム貸貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成27年7月3日（金）現在において、次に掲げる要件のいずれをも満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。

(3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

(4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。

(6) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

(7) この入札に係る貸貸借業務と同種同等規模以上の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは、システムの貸貸借業務を行った実績を有することとし、同等規模とは、予定価格の50パーセント以上とする。

(8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ 申請者の賃貸借業務に関する実績証明書（同種同等規模以上の契約を過去5年以内に締結したことを証する契約書の写しを添付すること。）

(2) (1) のイからオまで、キ及びクに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1) のア、イ、カ、ク、ケ及びコに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成27年7月3日（金）から同月17日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成27年7月21日（火）午後4時までに和歌山県警察本部警務部警務課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室7

(2) 日時

平成27年7月17日（金）午前11時

5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成27年7月3日（金）から同月27日（月）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、持参により6に掲げる場所に提出することとする。

6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県警察本部警務部警務課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（内線2646）

ファクシミリ番号 073-423-0560

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成27年8月3日（月）までに通知する。

8 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、平成27年8月7日（金）までに書面により求めることができる。

(3) (2) の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答については、平成27年8月12日（水）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第72号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成27年7月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
明友会	代表者	上野山善明	上野山功	平成 27.4.24	政治団体	
	会計責任者	上野山功	上野山善明			
浜口元司後援会	代表者	脇中範生	脇村忠次	平成 27.4.28	政治団体	
森本隆夫後援会	会計責任者	杉浦守	筒井泰年	平成 27.4.28	政治団体	
公明党和歌山第一総支部	代表者	岩井弘次	多田純一	平成 27.6.3	政党	
	会計責任者	松本哲郎	岩井弘次			
公明党和歌山県本部	代表者	多田純一	角田秀樹	平成 27.6.3	政党	
尾花まさひろ後援会	政治団体の名称	尾花まさひろ後援会	尾花正啓後援会	平成 27.6.8	政治団体	
	主たる事務所の所在地	和歌山市五番丁21 五番丁ビル2F	和歌山市北江丁7 城西ビル1F			
日本薬業政治連盟和歌山県支部	代表者	上田隆一	坂井田薫	平成 27.6.8	政治団体	
	会計責任者	山本佳利	谷合昭人			
山本啓司後援会	会計責任者	山本秀樹	山本肇	平成 27.6.10	政治団体	

和歌山県選挙管理委員会告示第73号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成27年7月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
門三佐博	和歌山県議会議員	博友会	和歌山市広道20 第一田中ビル3F	門三佐博	平成 27.4.27
尾花正啓	和歌山市長	尾花正啓後援会	和歌山市北江丁7 城西ビル1F	尾花正啓	平成 27.6.8

和歌山県選挙管理委員会告示第74号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成27年7月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上 山 義 彦

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日	届 出 年月日
博友会	門三佐博	平成 27. 4. 27	平成 27. 4. 27
自由民主党和歌山県伊都郡第一支部	門三佐博	平成 27. 4. 27	平成 27. 4. 27

和歌山県選挙管理委員会告示第75号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書を受理したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成27年7月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上 山 義 彦

政治団体の収支報告書（平成27年分）の要旨

（単位：円）

博友会

資金管理団体の届出をした者の氏名
資金管理団体の届出に係る公職の種類

門 三佐博
和歌山県議会議員

報告年月日 27. 04. 27

1 収入総額	1, 039, 522	
前年繰越額	434, 472	
本年收入額	605, 050	
2 支出総額	1, 039, 522	
3 本年收入の内訳		
寄附	605, 000	
個人からの寄附	105, 000	
政治団体からの寄附	500, 000	
その他の収入	50	
一件十万円未満のもの	50	
4 支出の内訳		
経常経費	756, 456	
人件費	200, 000	
光熱水費	13, 487	
備品・消耗品費	228, 925	
事務所費	314, 044	
政治活動費	283, 066	
寄附・交付金	283, 066	
5 寄附の内訳		
(個人からの寄附)		
矢熊一弘	15, 000	和歌山市
村田昌之	30, 000	海南市
服部正行	30, 000	海南市
渡辺晃治	30, 000	和歌山市
(政治団体からの寄附)		
自由民主党和歌山県伊都郡第一支部	500, 000	かつらぎ町

自由民主党和歌山県伊都郡第一支部

報告年月日 27. 04. 27

1 収入総額	2, 363, 165
前年繰越額	1, 917, 934
本年收入額	445, 231
2 支出総額	2, 363, 165
3 本年收入の内訳	
寄附	445, 000
団体からの寄附	445, 000

その他の収入	231
一件十万円未満のもの	231
4 支出の内訳	
経常経費	146,097
人件費	100,000
事務所費	46,097
政治活動費	2,217,068
寄附・交付金	2,217,068
5 寄附の内訳	
(団体からの寄附)	
紀和化学工業（株）	90,000 和歌山市

和歌山県選挙管理委員会告示第76号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成27年7月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党広川町支部	柏吉久	梶野泰志	有田郡広川町広1469	○	平成27.6.15

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
横矢政明後援会	伏木建	小川富弘	有田郡湯浅町湯浅1529	平成27.1.15
ほりかわ秀幸後援会	畠中宇一	林兼成	有田郡広川町広160-4	平成27.5.1
わきぐちひろし（脇口廣司）後援会	脇口恵	脇口恵	東牟婁郡那智勝浦町朝日2丁目162	平成27.5.21
尾花市政を育てる会	尾花正啓	岩橋延直	和歌山市五番丁21 五番丁ビル2F	平成27.6.8

和歌山県選挙管理委員会告示第77号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成27年7月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
尾花正啓	和歌山市長	尾花市政を育てる会	和歌山市五番丁21 五番丁ビル2F	尾花正啓	平成27.6.8

正 誤

正 誤

平成27年5月1日付け和歌山県報第2654号和歌山県告示第548号中

ページ	誤	正
21	約4.4ha	約3.8ha